

# 山梨県公報

号外第十九号

平成二十八年  
三月二十九日

火 曜 日

## 目 次

教育委員会	山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則……………	—
	山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令……………	—
人事委員会	山梨県職員の退職管理に関する規則……………	—
公安委員会	山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………	—
	山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則……………	—

## 教育委員会

### 山梨県教育委員会規則第四号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

山梨県教育委員会

委員長 長 田 由布紀

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表山梨県立谷村工業高等学校の項及び山梨県立桂高等学校の項を削る。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立谷村工業高等学校の全日制の機械工学科、電子工学科、制御工学科及び環境工学科及び定時制(単位制)の普通科並びに山梨県立桂高等学校の全日制の普通科及び文理科は、この規則による改正後の山梨県立高等学校学則の規定にかかわらず、平成二十八年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまで

の間、存続するものとする。

### 山梨県教育委員会訓令甲第一号

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

山梨県教育委員会

委員長 長 田 由布紀

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

山梨県立学校処務規程(昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第二項中、「前各項」を「前項」に改める。

第三十九条中、「第六条の三第四項各号」を「第六条の三第二項各号」に改める。

別表第一中24の項及び25の項を削り、26の項を24の項とし、27の項から41の項までを二項ずつ繰り上げる。

### 附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第十四号

山梨県職員の退職管理に関する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

山梨県職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第三十八条の二及び第六十条第四号から第七号まで並びに山梨県職員の退職管理に関する条例(平成二十八年山梨県条例第十五号。以下「条例」という。)(第三条の規定に基づき、職員の退職管理に必要事項を定めるものとする。)(第三(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者)

第二条 法第三十八条の二第一項の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機

関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前五年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員（同項に規定する役員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役員とする。

（子法人）

**第三条** 法第三十八条の二第一項の国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十二条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第三十八条の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができるとする事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

**第四条** 法第三十八条の二第二項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等
- 二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社
- 三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社
- 四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社

（退職手当通算予定職員）

**第五条** 法第三十八条の二第三項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第三号）の規定による退職手当の支給を受けな

いこととされている者とする。  
（内部組織の長に準ずる職）

**第六条** 法第三十八条の二第四項の地方自治法第五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

- 一 会計管理者
- 二 出納局長
- 三 議会事務局長
- 四 教育次長
- 五 人事委員会事務局長
- 六 監査委員事務局長
- 七 警察本部長並びに山梨県警察組織条例（昭和三十七年山梨県条例第五号）第二条の規定により設置される室の室長及び部の部長（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）が就いている場合に限る。）
- 八 労働委員会事務局長
- 九 企業局長
- 十 地方独立行政法人山梨県立病院機構の理事長

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者）

**第七条** 法第三十八条の二第四項の地方自治法第五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条及び第二十二条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者）

**第八条** 法第三十八条の二第五項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就

ていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

**第九条** 法第三十八条の二第六項第一号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第四条各号に掲げる法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

**第十条** 法第三十八条の二第六項第二号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

**第十一条** 法第三十八条の二第六項第六号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給並びに電気通信事業者による固定電話の役務の給付及び日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

**第十二条** 法第三十八条の二第六項第六号の承認を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等の承認申請書(第一号様式)を任命権者に提出しなければならない。

(再就職者による依頼等の届出の手続)

**第十三条** 法第三十八条の二第七項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼を受けた後遅滞なく、再就職者から依頼等を受けた場合の届出(第二号様式)を人事委員会に提出して行うものとする。

(部長又は課長に相当する職)

**第十四条** 条例第二条(条例第四条第一項において読み替えて準用する場合及び同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する法第三十八条の二第八項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

一 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号)別表第十二に掲げる職のうち、支給区分が一種から五種までの管理職手当を支給される職員が占める職(内部組織の長等の職を除く。)

二 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十一年山梨県人事委員会規則第八号)別表第七の二に掲げる職のうち、校長の職(県立学校に係るものに限る。)

三 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十一年山梨県人事委員会規則第九号)

別表第七の二に掲げる職のうち、支給区分が一種から五種までの管理職手当を支給される職員が占める職(内部組織の長等の職を除く。)

四 首席監察官及び警察署長(特定地方警察官が就いている場合に限る。)

五 山梨県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号)別表第三に掲げる職のうち、支給区分が一種から五種までの管理職手当を支給される職員が占める職(内部組織の長等の職を除く。)

六 地方独立行政法人山梨県立病院機構の役員(内部組織の長等の職を除く。)及び地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程(平成二十二年山梨県立病院機構規程第十三号)別表十四に規定する職のうち、支給区分が一種から五種までの管理職手当を支給される職員が占める職

(部長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者)

**第十五条** 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役員とする。

(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者)

**第十六条** 法第六十条第四号の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第二条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

**第十七条** 法第六十条第五号の地方自治法第五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、第六条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者)

**第十八条** 法第六十条第五号の地方自治法第五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則



で定めるものは、第七条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者)

**第十九条** 法第六十条第六号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第八条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

**第二十条** 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第十四条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者)

**第二十一条** 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第十五条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

**第二十二条** 条例第三条(条例第四条第一項において読み替えて準用する場合及び同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、内部組織の長等の職及び第十四条に定めるものとする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

**第二十三条** 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この条において「地方公務員等」といふ。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合とする。

(任命権者への再就職の届出)

**第二十四条** 条例第三条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同条の規定による届出をしようとする者は、管理又は監督の地位にある職員であった者が再就職した場合の届出(第三号様式)により、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

一 氏名

二 生年月日

三 離職時の職

四 離職日

五 再就職日

六 再就職先の名称

七 再就職先の業務内容  
八 再就職先における地位

**附則**

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

第1号様式（第12条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

平成 年 月 日

任命権者 殿

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第6項第6号の規定に基づき、次のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

（ふりがな）（ ） 氏 名	（印）	生年月日（年齢） 昭・平 年 月 日生（ 歳）
勤務先（営利企業等）の名称		勤務先における地位（役職等）
連絡先 TEL（ - - ）		FAX（ - - ）
連絡先（営利企業等）の業務内容		

2 離職時及び離職前の状況

離職日	平成	年	月	日	離職時の職		
離職前5年間（※）の在職状況等	所属・職	在職期間			職務内容		
		自	平成	年	月	日	
		至	平成	年	月	日	
		自	平成	年	月	日	
		至	平成	年	月	日	
		自	平成	年	月	日	
		至	平成	年	月	日	
		自	平成	年	月	日	

※申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼

該当する  該当しない

在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼

該当する  該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏名（ふりがな）		（ ）	
所属	職		
職務内容			

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

電気、ガス又は水道水の供給並びに電気通信事業者による固定電話の役務の給付及び日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの

その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの

職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度

上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

7 その他参考事項

任命権者記入欄

受理番号

処理結果区分

承認

不承認

却下 (承認を必要としない)

承認又は不承認の理由

承認番号

処理年月日

平成

年

月

日

第2号様式（第13条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

平成 年 月 日

山梨県人事委員会委員長 殿

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) ( ) 氏 名	生年月日 (年齢) 昭・平 年 月 日生 ( 歳)
所属	職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) ( ) 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 平成 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位 (役職等)
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

--

人事委員会記入欄

受理番号



第3号様式（第24条関係）

管理又は監督の地位にある職員であった者が再就職した場合の届出

平成 年 月 日

任命権者 殿

住 所

氏 名



電話番号

山梨県職員の退職管理に関する条例（平成28年山梨県条例第15号）第3条の規定により、次のとおり届出をします。

1 (ふりがな) 氏 名	
2 生年月日	年 月 日
3 離職時の職	
4 離 職 日	年 月 日
5 再 就 職 日	年 月 日
6 再就職先の名称	
7 再就職先の業務内容	
8 再就職先における地位（役職等）	

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第三号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 赤岡利行

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第二項中「庁舎整備室」を「庁舎管理室」に改める。

第三十七条第一項中「七八人」を「七九人」に、「四六一人」を「四六三人」に、「四七七人」を「四七九人」に、「四九一人」を「四九四人」に、「一、六六七人」を「一、六七五人」に、「一、九六三人」を「一、九七一人」に改め、同条第二項中「五九四人」を「五九八人」に、「一九六人」を「一九七人」に、「七九〇人」を「七九五」に、「一、〇七三人」を「一、〇七七人」に、「一〇〇人」を「九九人」に、「一、一七三人」を「一、一七六人」に、「一、六六七人」を「一、六七五人」に、「一、九六三人」を「一、九七一人」に改める。

### 附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。